

# ○安茂里公民館運営委員会規程

平成29年1月6日

(運営委員会の設置)

第1条 安茂里地区住民自治協議会に、長野市立安茂里公民館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の目的)

第2条 長野市立安茂里公民館の運営・事業実施を円滑に推進することを目的とし、安茂里地区住民の意見・要望を取り入れた企画の立案、その実施に積極的に協力する。

(運営委員)

第3条 委員の定数は10名程度とし、次の各号に掲げる者の中から安茂里地区住民自治協議会会長が委嘱する。

- (1) 安茂里地区住民自治協議会総務部会及び各部会が推薦する者
- (2) 学校教育関係者、社会教育関係者及び家庭教育に関する団体が推薦する者
- (3) 地域公民館の役員・役員経験者、公民館利用者の代表者
- (4) 公募者

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長、副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営委員の任期)

第5条 運営委員の任期は、4月1日から1年間とする。ただし、4年を限度に再任を妨げない。

なお補欠で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 運営委員会は、委員長が招集し年4回以上開催するものとし、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 安茂里公民館の運営方針、事業計画の企画立案並びに予算に関すること。
- (2) 安茂里公民館の事業報告及び決算に関すること。
- (3) 安茂里公民館運営マニュアルの制定及び改廃に関すること。
- (4) その他運営委員会及び安茂里地区住民自治協議会が必要と認めた事項

2 会議にかかわる運営委員の費用弁償については、安茂里地区住民自治協議会役員活動事務費支給規程に準じ、安茂里地区住民自治協議会の役員会で決定する。

(運営委員会の事務)

第7条 運営委員会の事務は、安茂里公民館が当たる。

(会計監査)

第8条 安茂里公民館の会計監査は、安茂里地区住民自治協議会の監事が行う。

附 則

この規程は、平成29年1月6日から施行する。

附 則 (平成29年6月8日役員会)

この規程は、平成29年6月8日から施行する。